

国民スポーツ大会競技者等育成補助金交付要綱をここに公布する。

令和8年7月21日

津和野町長 下 森 博 之

津和野町告示第59号

国民スポーツ大会競技者等育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、2030年に津和野町で開催される島根かみあり国スポ（以下、「国スポ」という。）スポーツクライミング競技において、町競技団体が行う競技力向上に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付に関しては、津和野町補助金等交付規則（平成17年津和野町規則第38号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内スポーツクライミング競技団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国スポ競技力向上対策として選手や競技役員の育成を目的として実施される事業とする。

(対象となる経費)

第4条 補助金の交付対象経費及び補助限度額は別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助対象者は、国民スポーツ大会競技者等育成補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長が別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、国民スポーツ大会競技者等育成補助金交付決定(却下)通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

(変更申請)

第7条 第5条により交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）が補助対象事業の内容を変更する場合、補助対象事業を変更する前に、あらかじめ変更内容が明らかになる書類を添えて、国民スポーツ大会競技者等育成補助金変更申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

（1）補助金の額の減額

（2）補助対象事業の目的及び事業効果に関係がない事業計画の細部の変更の場合

2 町長は、前項の規定に基づく申請があった場合には、内容を審査し、補助事業者に対して国民スポーツ大会競技者等育成補助金変更通知書(様式第4号)により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、当該申請に係る事業が完了したときは、速やかに国民スポーツ大会競技者等育成補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）収支決算書

（2）事業の経過又は成果を証する書類及び写真等

（3）その他町長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合には、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、国民スポーツ大会競技者等育成補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知する。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の額が確定した場合には国民スポーツ大会競技者等育成補助金精算請求書(様式第7号)により町長に請求するものとする。

（概算払）

第10条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、国民スポーツ大会競技者等育成補助金概算払請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の規定により請求があった場合には、第6条により通知した額の10分の6を超えない範囲で概算払をすることができる。

(補助金の返還)

第11条 町長は、規則第15条に基づき交付決定を取り消した場合に関し、既に補助金が交付されている場合は、国民スポーツ大会競技者等育成補助金返還命令書(様式第9号)により補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(返還の免除)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業者に対して補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 災害により事業を継続できない場合

(2) その他補助事業者の責めに帰さない事由による場合などやむを得ないと認められる場合

2 前項の規定により補助金返還の免除を受けようとする補助事業者は、国民スポーツ大会競技者等育成補助金返還免除申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(返還免除の承認)

第13条 町長は、前条第2項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、返還免除の可否を決定し、国民スポーツ大会競技者等育成補助金返還免除通知書(様式第11号)により補助事業者に通知する。

(財産の管理)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、適正に管理し、効率的な運用を図らなければならない。

(帳簿等の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

対象経費	限度額
(1) 専門家やアドバイザーに関する経費 (謝金・委託料・費用弁償)	予算の範囲内
(2) 指導者、審判等の資格取得に関する経費 (テキスト代・手数料・旅費)	
(3) 競技役員育成に係る視察、研修等経費 (謝金・入館料・旅費)	
(4) 選手強化に係る遠征等に関する経費 (旅費)	
(5) 選手強化に係る用具等の購入に関する経費 (消耗品費・備品購入費)	
(6) 選手強化に係るルートセットに関する経費 (謝金・委託料)	
(7) その他事業実施に必要と認められる経費	
次の経費は補助対象外。・団体の経常的な運営経費・従前から の事業の財源振替を目的とする経費・食糧費(上記以外)、その 他補助することが適当でないと認められる経費	

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

津和野町長 様

申請者 住 所

氏 名

国民スポーツ大会競技者等育成補助金交付申請書

年度において、次のとおり国民スポーツ大会競技者等育成補助金の交付を受けたいので、国民スポーツ大会競技者等育成補助金交付要綱第 5 条の規定により申請します。

記

1 補助事業名称

2 補助事業期間 交付決定日～ 年 月 日

3 交付申請額 円

4 事業内容がわかる書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他必要書類

様式第2号(第6条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

津和野町長

国民スポーツ大会競技者等育成補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました国民スポーツ大会競技者等育成事業に要する費用の交付については、下記のとおり決定(却下)しましたので、国民スポーツ大会競技者等育成補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 事業の名称

- 2 交付金額 円

- ### 3 交付条件

- #### 4 交付の時期

- ## 5 却下理由

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

津和野町長 様

申請者 住 所

氏 名

国民スポーツ大会競技者等育成補助金変更申請書

年 月 日付け第 号で交付決定された補助事業について、下記のとおり変更を申請します。

記

1 補助事業名称

2 交付決定額 円

3 変更申請額 円

4 添付書類

事業内容と経費の変更箇所がわかる書類一式

様式第4号(第7条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

津和野町長

国民スポーツ大会競技者等育成補助金変更通知書

年 月 日付け申請について、下記のとおり通知します。

記

1	区 分	承認	不承認
---	----------------	----	-----

2	既交付決定額	円
---	--------	---

3	変更承認額	円
---	-------	---

様式第 5 号(第 8 条関係)

年 月 日

津和野町長 様

補助事業者 住 所

氏 名

国民スポーツ大会競技者等育成補助金実績報告書

年 月 日付けで申請した国民スポーツ大会競技者等育成事業の実績について、国民スポーツ大会競技者等育成補助金交付要綱第 8 条の規定により報告します。

記

1 補助事業名称

2 事業実施期間

3 交付決定額 円

4 精 算 額 円

5 添付書類

- (1) 収支決算書及び領収書の写し
- (2) 事業の経過及び内容が判る書類
- (3) その他必要書類

様

津和野町長

国民スポーツ大会競技者等育成補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった補助事業について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

交付決定額	円
交付条件	(1) この補助金は、国民スポーツ大会競技者等育成補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはいけません。 (2) 町長が必要と認めるときは、担当職員に検査をさせ、または補助事業等の執行状況について実地検査をします。 (3) 津和野町補助金等交付規則及び国民スポーツ大会競技者等育成補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付決定を取り消し、補助金等の返還を求めます。

様式第 7 号(第 9 条関係)

国民スポーツ大会競技者等育成補助金精算請求書

一	金									円
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

これは、 年 月 日付けで申請した国民スポーツ大会競技者等育成補助金
として

内 訳	既 交 付 額		円
	今 回 請 求 額		円
	未 交 付 額		円

国民スポーツ大会競技者等育成補助金交付要綱第 9 条の規定により、上記のとおり
請求します。

年 月 日

津和野町長 様

住 所

氏 名

補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金融機関名							
同 店 舗 名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店						
預 金 種 目	1 普通 2 当座 3 その他()						
口 座 番 号							
口座名義人	フリガナ -----						

様式第8号(第10条関係)

年 月 日

津和野町長 様

補助事業者 住 所

氏 名

国民スポーツ大会競技者等育成補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定された補助事業について、補助金の概算払いを下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額 円

2 請 求 額 円

3 受領口座

金融機関名							
同 店 舗 名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店						
預 金 種 目	1 普通 2 当座 3 その他()						
口 座 番 号							
口 座 名 義 人	フリガナ						

様式第 9 号(第 11 条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

津和野町長

国民スポーツ大会競技者等育成補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付のあった補助金等について、国民スポーツ大会競技者等育成補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- | | | | |
|---|---------------|----------------|---|
| 1 | 返 還 す べ き 金 額 | | 円 |
| 2 | 返 還 期 限 | 年 月 日まで | |
| 3 | 返還を命ずる理由 | | |
| 4 | 返 還 方 法 | | |
| 5 | 補 助 年 度 | 年度 | |
| 6 | 補 助 事 業 の 名 称 | | |
| 7 | 補助金の交付決定額 | | 円 |
| 8 | 補助金等の既交付額 | 年 月 日 受領 | 円 |
| | | 年 月 日 受領 | 円 |
| | | 年 月 日 受領 | 円 |
| 9 | 補助金等の交付確定額 | | 円 |

様式第 10 号(第 12 条関係)

年 月 日

津和野町長 様

補助事業者 住 所

氏 名

国民スポーツ大会競技者等育成補助金返還免除申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定された補助事業について、補助金の返還免除を下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名称

2 交 付 決 定 額 円

3 交 付 済 額 円

4 返還免除を申請する理由

様式第 11 号(第 13 条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

津和野町長

国民スポーツ大会競技者等育成補助金返還免除通知書

年 月 日付け申請について、下記のとおり通知します。

記

1 区 分 承認 不承認

2 返還免除承認額 円